

議案第 88 号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料 1 幼児教育・保育の無償化に係る条例改正について

1 幼児教育・保育の無償化の概要

(1) 趣旨

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要であることから、子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化するとともに、子ども・子育て支援法を改正し、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。(平成 30 年 12 月 28 日政府関係関係会議合意)

(2) 無償化の対象者・範囲

ア 教育・保育施設

(認可保育所、小規模保育事業、認定こども園、市立幼稚園、新制度私立幼稚園)

- 3～5 歳 無償 ※給食費や延長(預かり)保育料は無償化の対象外
- 0～2 歳 住民税非課税世帯のみ無償化

イ 新制度未移行私立幼稚園

- 3～5 歳 就園奨励費補助金から施設等利用費(無償化の給付金)へ移行(所得制限あり) (所得制限なし月額 2.57 万円を上限)

ウ 認可外保育施設、認可保育所の一時預かり、ファミリーサポートセンター事業、病児保育、ベビーシッター

- 3～5 歳 市町村が保育の必要性を認定した世帯の児童のみ、施設等利用費を支給(月額 3.7 万円を上限)
- 0～2 歳 住民税非課税世帯のうち、市町村が保育の必要性を認定した世帯の児童のみ、施設等利用費を支給(月額 4.2 万円を上限)

エ 新制度未移行私立幼稚園、認定こども園(教育認定)、市立幼稚園の預かり保育

- 3～5 歳 市町村が保育の必要性を認定した世帯の児童のみ、施設等利用費を支給(月額 1.13 万円を上限)

オ 児童発達支援等

- 3～5 歳 無償 ※給食費、行事費などは無償化の対象外

(3) 実施時期

令和元年10月1日

2 本市の取扱い

(1) 教育・保育施設の利用者負担（以下「保育料」という。）

教育・保育施設の保育料は、政令で定める額の範囲内で市町村が定めるとされている。今回の無償化により対象世帯の保育料は、政令で0円と定められたことから、本市の保育料も0円とする。

(2) 給食費

給食費のうち主食費は、これまでも保護者が負担する経費として、市立保育所は月額1,000円、私立教育・保育施設は各施設が定めた金額を徴収していた。なお、西谷認定こども園(保育施設)の主食費は、保育料に含んでいたため、別途、徴収はしていなかった。

今回の無償化に当たって国は、経費の一部について保護者から応益負担を求めるものについては、無償化の対象とならないものとし、3歳児～5歳児の食材料費については、主食費・副食費（おかず代・おやつ代）ともに、各施設が保護者から徴収することとした。

これを受けて本市においても、市立保育所では、主食費に加えて新たに副食費を、西谷認定子ども園では、新たに主食費と副食費を、それぞれ次のとおり徴収する（私立施設については各施設が決定する）。

	〈現 行〉		〈令和元年10月以降〉
主食費	1,000円/月	⇒	1,000円/月
	(西谷認定こども園は保育料に含む)		(西谷認定こども園は新たに徴収)
副食費	保育料に含む	⇒	<u>4,500円/月</u>

ただし、国は世帯の経済的負担への配慮から、生活保護世帯、ひとり親等世帯、年収おおよそ360万円未満の世帯及び第3子以降の児童について、副食費免除を前提に給付費単価を設定することから、本市においても、これらの世帯については、副食費を免除する。

(参考) 西宮市(主1,000円、副4,500円)、尼崎市(主1,000円、副4,500円)、芦屋市(主800円、副3,800円)、伊丹市(主600円、副4,500円)、川西市(主1,000円、副4,500円)で検討中。

(3) 延長保育料

教育・保育施設(西谷認定こども園を除く)の延長保育料は、保育料に定率を乗じた額としているため、現行のままでは、延長保育料も0円となる。

今回の無償化に当たって国は、経費の一部について保護者から応益負担を求めるものについては、無償化の対象とならないものとし、延長保育料も無償化の対象外としている。

本市も保育料の無償化実施後も延長保育に係る経費の一部については保護者が負

担するものとし、次のとおり延長保育料として徴収する。また、西谷認定こども園も、子ども・子育て支援法上、認可保育所と同じ教育・保育施設であることから、認可保育所と同額に改める（西谷認定こども園では「1時間延長」のみ）。

	〈現 行〉		〈令和 2 年 4 月以降〉
1 時間延長	保育料に定率（8%）を乗じた額	⇒	<u>4,000 円/月</u>
2 時間延長	保育料に定率（19%）を乗じた額	⇒	<u>8,000 円/月</u>

※一定の周知期間が必要であることから、10 月 1 日からの施行は困難と考え、半年間の経過措置を設け、次年度から実施する。

※生活保護世帯、住民税非課税世帯、第 3 子以降の児童については免除、低所得者世帯（年収おおよそ 360 万円未満）については 1/2 減額とする。

※今回の幼児教育・保育の無償化の制度外である 3 歳未満児の延長保育料の取り扱いについては、現行どおりとする。

（参考）西宮市（30 分延長：月額 3,000 円）、尼崎市（30 分延長：月額 1,500 円）、芦屋市（登録料：月額 2,000 円+1 回 200 円）、伊丹市（1 時間延長：月額 4,000 円、2 時間：延長 7,000 円）、川西市（1 時間延長：月額 3,800 円、1 時間 30 分延長：月額 5,800 円、2 時間延長：月額 8,100 円）の定額制。

3 改正が必要となる条例

ア 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
給食費に関する規定の改正及び法令に合わせた用語の改正。

イ 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
延長保育料に関する規定の改正及び法令に合わせた用語の改正。

ウ 宝塚市立保育所設置条例
法令に合わせた用語の改正。

エ 宝塚市立西谷認定こども園条例
市立西谷認定こども園の利用者のうち 3 歳以上児について、保育料を 0 円とする改正、延長保育料に関する規定の改正及び法令に合わせた用語の改正。

オ 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例
市立幼稚園の保育料を 0 円とする改正、延長保育料に関する規定の改正及び条例の名称改正。

4 参考資料

- ① 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意（抄））
- ② 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（抄）
- ③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（抄）

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

〔平成30年12月28日
関係閣僚合意〕

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

(目次)

I	幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針	1
1.	総論	
2.	対象者・対象範囲等	
3.	財源	
4.	就学前の障害児の発達支援	
5.	実施時期	
6.	その他	
II	高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針	8
1.	総論	
2.	対象者・対象範囲等	
3.	授業料等減免・給付型奨学金の概要	
4.	支援対象者の要件（個人要件）等	
5.	大学等の要件（機関要件）	
6.	財源	
7.	その他	
8.	実施時期	

I 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針

1. 総論

- 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（幼児教育の無償化の趣旨等）

- 少子高齢化という国難に正面から取り組むため、来年 10 月に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。
20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の 1 つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。
- このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速する。現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の改正法案を次期通常国会に提出し、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。
- また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

2. 対象者・対象範囲等

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、

- ① 3 歳から 5 歳までの全ての子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し¹、
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とするとされており、具体的には、以下のとおり整理される。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等 （無償化の対象）

- これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、法律により、

¹ 支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とすることとされている。

幼児教育の質が制度的に担保された施設²であり、広く国民が利用している幼稚園³、保育所、認定こども園及び地域型保育⁴を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化する。なお、新制度の対象とならない幼稚園については、新制度の利用者負担上限額（月額 2.57 万円）を上限として無償化⁵する。また、企業主導型保育事業について、事業主拠出金を活用し、標準的な利用料を無償化する。

- 0歳から2歳までの子供たちの利用料については、上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化する。

（実費の取扱い）

- 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。

具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等⁶については、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収 360 万円未満相当の世帯）を図る。新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図ることとする。

なお、保育所等の0歳から2歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

- 食材料費の取扱いの見直しや免除の制度等については、国と地方自治体とが協力して、保護者や事業者への丁寧な説明に努める。

（無償化の開始年齢）

- 今般の3歳から5歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格等に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様で

² 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化の対象となるものとする。

³ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。また、在外教育施設・幼稚部については、日本人学校に付置されているものに加えて、単独で存在するものもあり、当該施設を含め設置者及び利用者の実態調査を進めているところ。

⁴ 支援法第7条第5項に規定する地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいう。

⁵ 国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に定められる標準額を踏まえた上限額（国立大学附属幼稚園は月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円）とする。

⁶ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子。

ある。

ただし、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の就園奨励補助により満3歳以上の子供を対象として進めてきたという事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象とする⁷。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とする。

改正後

現行

（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）

（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）

第四条 教育・保育給付認定子ども（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げるもの（次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一号において「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、零とする。

第四条 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第十三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一号において同じ。）

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 満三歳以上保育認定子ども（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項及び第十一条第二項において「特定満三歳以上保育認定子ども」という。）を除く。第十一条第一項において同じ。）

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万二千二百

第一条に規定する施設を利用したとき。

(施設等利用費の額)

第十五条の六 法第三十条の四第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(特定子ども・子育て支援施設等)(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下この項、次項(第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第三項において同じ。))である認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。))について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、二万五千七百円(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。))が設置する認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校にあつては、国立大学法人法第二十二條第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項及び次項第一号において同じ。)) (現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が二万五千七百円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。

2) 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。))について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める額(現に当該各号に掲げる特定子ども

(新設)

・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が当該各号に定める額を下回る場合には、それぞれ当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額。第三号において同じ。）の合算額とする。

一 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校 二万五千七百円

二 法第七条第十項第五号に掲げる事業 一万千三百円（一月につき当該事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数を下回る場合にあつては、内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額）

三 法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業（当該施設等利用給付認定子どもが在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校及び当該施設において行われる同項第五号に掲げる事業において提供される教育・保育の量が法第二十条第三項に規定する保育必要量を勘案して内閣府令で定める量を下回る場合に限る。） 一万千三百円から前号に定める額を控除して得た額

3 | 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者であつて、特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業を利用するものに限る。）について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、三万七千円（現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が三万

七千円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。

4 前二項の規定は、法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもについての法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額の算定について準用する。この場合において、第二項第二号及び第三号中「一万千三百円」とあるのは「一万六千三百円」と、前項中「三万七千円」とあるのは「四万二千円」と読み替えるものとする。

(法第四十条第一項第八号の政令で定める法律)

第十七条 (略)

一 学校教育法

二 十八 (略)

十九 認定こども園法

二十・二十一 (略)

二十二 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)

二十三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)

(法第四十条第二項の政令で定める者等)

第十八条 (略)

(法第四十条第一項第八号の政令で定める法律)

第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

二 十八 (略)

十九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

二十・二十一 (略)

(新設)

二十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)

(法第四十条第二項の政令で定める者等)

第十八条 (略)

○内閣府令第八号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第三項、第四十六条第三項及び第五十八条の四第二項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二

重倍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

い保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

ら利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

「一・二 略」
三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各別に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

「一・二 同上」
三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。） 五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円）

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

四 「略」

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供さ

に係る費用に限る。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 「同上」

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供さ

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下この項において「新運営基準」という。）に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第三十四条第二項又は第四十六条第二項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。